

## 経済－１ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中傷企業向け 融資制度のご案内

道では、中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）において、新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上が減少した方への低利な資金メニューを用意しています。

### ■制度の概要

資金名	経済環境変化対応資金		
	認定企業	新型コロナウイルス感染症緊急貸付	
融資対象	①セーフティネット保証４号の認定を受けた中小企業者等 ②セーフティネット保証５号の認定を受けた中小企業者等 ③危機関連保証の認定を受けた中小企業者等 ④最近３か月間の売上高等が、前年同期比で５％以上減少している中小企業者等	①最近１か月の売上高等が、前年又は前々年の同月と比べ５％以上減少している中小企業者等 ②業歴が３か月以上１年１か月未満の場合は、最近１か月の売上高等が、令和元年１０月以降の連続する３か月の平均売上高等と比べ５％以上減少している中小企業者等 ③危機関連保証の認定を受けた中小企業者等	
資金用途	事業資金（運転資金・設備資金）	運転資金	
融資金額	２億円以内	８，０００万円以内	
融資期間	１０年以内（うち据置３年以内）	１年以内	
融資利率	《固定金利》 ５年以内 年１.０％ １０年以内 年１.２％	《変動金利》 年１.０％ （融資期間が３年を超える取扱いの場合に限る）	《固定金利》 年１.０％
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	すべて信用保証協会の保証付きとなります。１０/１０又は１/３の保証料補助があります。	

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/korona-goannai.htm>

### 【問い合わせ】

経済部地域経済局中小企業課 金融係

電話 ０１１-２０４-５３４６)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 経済－２ 「中小企業総合振興資金」のご案内

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

### ○制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	創業したい方、事業開始後5年未満の方	
	ステップ アップ 貸付	政策 サポート	事業規模の拡大したい方、経営効率の向上を図る計画を有する方 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化（経営革新、雇用、生産性向上、表彰）】
		観光・ 企業立地	①観光施設の新増設などをしてほしい方 ②工場や事業所などの新増設をしてほしい方
	経営力強化貸付	経営改善を図りたい方	
	再生支援貸付	中小企業再生支援協議会等の支援による事業再生に取り組む中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	景気の低迷等の影響を受け、売上が減少している方	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響を受けている方 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法の認定を受けた方 ②道が特に認めた事由により影響を受けている方
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法の認定を受けた方 ②災害等により被害を受け、道が認めた地域内に事業所を有する方	
	新型コロナウイルス 感染症緊急貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している方	
	防災・減災 貸付	事業継続計画（BCP）を策定し、災害等に備える取組を行う方 耐震改修対策 要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般 経営 資金	一般貸付	一般的な事業資金が必要な方	
	小規模企業 貸付	一般的な事業資金が必要な小規模企業者の方	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件等については、以下のウェブページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

### 【問い合わせ】

経済部地域経済局 中小企業課 金融係

電話 011-204-5346

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 経済－３ 「勤労者福祉資金」のご案内

道では、中小企業で働く方、非正規労働者の方、季節労働者の方、倒産やリストラなど事業主の都合により離職した方を対象に、民間金融機関を通じて生活資金などをご融資する制度「勤労者福祉資金」を取り扱っています。

### ■制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方（有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など）	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方（雇用保険特例受給資格者）で、次のいずれの要件も備えた方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）で、前年の総収入が150万円以上の方（北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合） ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。		・前年の総所得が600万円以下（所得控除後の金額）の方 ・前年の総収入が150万円以上の方	・雇用保険受給資格者 ・賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で求職者登録している方
資金使途	医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育（本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます）、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内（6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。			
申込先	取扱金融機関（北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店）が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

### 【問い合わせ先】

経済部地域経済局中小企業課金融係

電話 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課

後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 経済－４ 「新型コロナウイルス感染症に係る経営・金融特別相談室」 のご案内

道では、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けいている中小・小規模企業等を支援するため、経営及び金融の相談に対応した特別相談室を設置しています。

<受付時間> 平日８時４５分から１７時３０分まで（電話相談可）

<設置場所>

設置場所		電話番号	設置場所	電話番号
経済部地域経済局	経営相談	011-204-5331	檜山振興局	0139-52-6641
中小企業課	金融相談	011-204-5346	商工労働観光課	
空知総合振興局	商工労働観光課	0126-20-0061	上川総合振興局	0166-46-5940
			商工労働観光課	
石狩振興局	商工労働観光課	011-204-5827	留萌振興局	0164-42-8440
			商工労働観光課	
後志総合振興局	商工労働観光課	0136-23-1362	宗谷総合振興局	0162-33-2925
			商工労働観光課	
後志総合振興局	小樽商工労働事務所	0134-22-5525	オホーツク総合振興局	0152-41-0636
			商工労働観光課	
胆振総合振興局	商工労働観光課	0143-24-9589	十勝総合振興局	0155-27-8537
			商工労働観光課	
日高振興局	商工労働観光課	0146-22-9281	釧路総合振興局	0154-43-9182
			商工労働観光課	
渡島総合振興局	商工労働観光課	0138-47-9459	根室振興局	0153-24-5619
			商工労働観光課	

## 経済－5 小規模企業者等設備貸与制度のご案内

公益財団法人北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者等の方が創業又は経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売、またはリースする制度を実施しております。

詳しくは、公益財団法人北海道中小企業総合支援センター（電話番号：011-232-2404）にお尋ねください。

### ○ 制度の概要

区 分	割 賦	リ ー ス
対象者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者、創業者	
対象設備	道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの	
限度額	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ） 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[https://www.hsc.or.jp/consul/facility\\_small](https://www.hsc.or.jp/consul/facility_small)

### 【問い合わせ】

経済部地域経済局中小企業課高度化資金係

電話 011-204-5345

## 経済一6 満タン&灯油プラス1缶運動

○満タン&灯油プラス1缶運動とは

「満タン&灯油プラス1缶運動」とは大規模災害直後、店頭混雑によってガソリン等燃料が入手困難となった状況を回避するために、「日頃から車の燃料を満タンにしておくこと」や「灯油を1缶余分に保管しておくこと」を推奨する運動です。

○過去の災害では

- 車中の避難生活のためのガソリン・軽油、暖房用の灯油を求める大勢のお客様がガソリンスタンドに集中しました。
- 交通網の混乱や一時的な供給量の縮小により、ガソリンスタンド等に来店しても、ご要望の量を購入できないということが起こりました。
- ガソリンスタンド周辺の道路では大渋滞が起こり、緊急車両や救援物資を積んだトラックの運行を妨げる事態も発生しました。

○災害時の安心のために

石油製品は非常食や飲料水のように簡単に備蓄できません。

2018年に発生した北海道胆振東部地震のような大規模災害の発生時の安心のために、車は常に満タンを心がける、暖房用の灯油は1缶余分に買い置くことを心がける、「満タン&灯油プラス1缶運動」へのご協力をお願いいたします。

▼詳しくはこちら

<http://mantan-undo.com/>

【問い合わせ】

経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー係

電話 011-204-5361

## 経済一七 あなたに合った電気を選べます

様々な小売電気事業者が参入しており、皆さんのライフスタイルに合った事業者をいつでも自由に選ぶことができます。

- 国が登録した小売電気事業者の一覧がホームページに掲載されております。  
なお、供給を行う地域は、事業者ごとに異なりますので各事業者にお問い合わせください。(ホームページのURLは下記のとおり)
- どの事業者から電気を買っても、電気そのものの品質や信頼性(停電の可能性など)は同じです。さらに、契約した小売電気事業者が電気を調達できなかった場合でも、送配電網を管理する会社はその分を補給するので、ただちに電気の供給が止まることはありません。

正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。  
自由化に便乗した勧誘にも気をつけましょう。

- 契約後に、違約金条項が含まれていたことが判明したなど、思っていた契約内容と違っていたということがないよう、契約内容をよく理解しましょう。
- 小売電気事業者は、契約内容について契約締結前に説明することが義務づけられていますので、しっかりとその内容について確認し、納得した上で契約を締結することが大切です。
- 電力の小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。便乗して太陽光発電システムや電気温水器等の販売営業が行われていますので、必要性を十分に検討して判断しましょう。

### 相談窓口

#### <小売契約の締結に当たってのトラブルについて>

- 経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会 相談窓口 TEL:03-3501-5725 (直通)  
(受付時間 平日 9:30-12:00、13:00-18:15)E-mail: dentorii@meti.go.jp
- 消費者ホットライン(TEL:局番なしの「188」)  
※市町村や北海道が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内します。

#### <電力の小売全面自由化の制度や登録している小売電気事業者などについて>

- 経済産業省 専用ナビダイヤル TEL:0570-028-555  
(受付時間 平日 9:00-18:00)
- ホームページ [エネ庁 電力小売自由化](#) [検索](#)

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity\\_and\\_gas/electric/electricity\\_liberalization/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/electricity_liberalization/)

### 【問い合わせ】

経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課エネルギー係  
電話 011-204-5361

## 経済－８ 「６５歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、６５歳以上への定年引き上げ等や高年齢者の雇用管理制度の整備等、高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高年齢者の雇用推進を図ることを目的としています。

本助成金は、以下のとおりです。

<p>① ６５歳超継続雇用促進コース</p> <p>６５歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止又は希望者全員を対象とする６６歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して、実施した措置等に応じて一定額を助成します。</p>
<p>② 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース</p> <p>高年齢者の雇用の推進を図るために雇用管理制度の整備措置を実施した事業主に対して、措置に要した費用の一部を助成します。</p>
<p>③ 高年齢者無期雇用転換コース</p> <p>５０歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を、転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額を助成します。</p>

制度の詳細内容（支給額、支給要件など）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のHPにおいて、ご確認ください。

◎独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構トップページ

<http://www.jeed.or.jp/>

⇒ 高齢者の雇用支援 ⇒ 助成金 とお進みください。

### 【問い合わせ】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構北海道支部高齢・障害者業務課

〒０６３－０８０４

札幌市西区二十四軒４条１－４－１ 北海道職業能力開発促進センター内

電話 ０１１－６２２－３３５１

FAX ０１１－６２２－３３５４

## 経済－9 働き方改革に取り組んでいますか？

○「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、働き方改革関連法が2019年4月1日から順次施行されています。

### <事業主の皆様へ>

#### 1 時間外労働の上限規制の導入（中小企業2020年4月1日施行）

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

#### 2 年次有給休暇の確実な取得

使用者は10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について毎年時季を指定して与えなければならないこととします。

#### 3 中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金率引上げ（中小企業2023年4月1日施行）

月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引上げます。

#### 4 「フレックスタイム制」の拡充

より働きやすくするため、労働時間の調整が可能な期間（清算期間）の上限を1ヶ月から3か月に延長します。

#### 5 「高度プロフェッショナル制度」を創設

職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人の同意、労使委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にできます。

#### 6 産業医・産業保健機能の強化

事業者が産業医に対し、労働者の健康管理等に必要な情報を提供する等、産業医の活動環境を整備します。

#### 7 勤務間インターバル制度の導入促進

前日の終業時刻と、翌日の始業時刻の間に、一定時間の休息の確保に努めなければならないこととします。

#### 8 正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止

（中小企業2021年4月1日施行）

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で基本給や賞与などの個々の待遇について不合理な待遇差が禁止されます。

### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

## 経済－10 事業者の方はハラスメント防止に向けた取組を行ってください！

○性的な冗談やからかいなどのセクシュアルハラスメントや、職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるなどのパワーハラスメント、女性労働者が妊娠・出産したことや、男女労働者が育児や介護のための制度を申出・利用したことを理由として、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うハラスメントなど、職場でのあらゆるハラスメントは、決して許されるものではありません。

○こうしたことを背景に、労働施策総合推進法が改正され、本年6月から職場におけるハラスメント防止対策が強化され、「パワーハラスメント防止措置が事業主の義務※」となりました。

※中小事業主は、令和4年（2022年）4月1日から義務化されます（それまでは努力義務。）

○職場におけるパワーハラスメント防止のために、事業主が講ずべき措置は次のとおりです。

- ◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ◆そのほか併せて講ずべき措置
  - ・相談者や行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
  - ・相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること。

○また、事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについて相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが法律上禁止されています。

■詳細は、次のホームページに掲載されております「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（いわゆる「パワハラ指針」）をご参照ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html)

### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

ホームページ

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rouhuku\\_yutori\\_top.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rouhuku_yutori_top.htm)

## 経済－11 70歳までの就業機会確保の努力義務 (高年齢者雇用安定法の改正)

<改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月1日から施行されます>

○少子高齢化が急速に進展し人口が減少する中で、経済社会の活力を維持するため、働く意欲がある高年齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高年齢者が活躍できる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、令和3年4月1日から施行されます。

○今回の改正は、個々の労働者の多様な特性やニーズを踏まえ、70歳までの就業機会の確保について、多様な選択肢を法制度上整え、事業主としていずれかの措置を制度化する努力義務を設けるものです。

※この改正は、定年の70歳への引き上げを義務付けるものではありません。

<事業主の皆様へ>

○現行の制度では、事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、高年齢者雇用確保措置(①65歳まで定年引き上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止)のいずれかを講ずることを義務づけています。

○今回の改正では、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、①70歳までの定年引き上げ、②70歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に事業主が自ら実施する社会貢献事業または、事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業に従事できる制度の導入、いずれかの措置を講ずる努力義務を設けております。

※②は特殊関係事業主(子会社・関連会社等)に加えて、他の事業主によるものを含みます。

④、⑤については、過半数組合・過半数代表者の同意を得て制度を導入する必要があります。

<改正法や高年齢者就業確保措置に関する各種情報>

高年齢者雇用安定法の改正(70歳までの就業機会確保)に関する詳しい内容については、厚生労働省のHPにおいて、ご確認ください。

▼詳しくはこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/tp120903-1_00001.html)

【問い合わせ】

厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用対策係(高齢担当)

電話 011-709-2311(内線3683)

北海道経済部労働政策局雇用労政課就労支援係

電話 011-204-5349

## 経済－12 北海道の最低賃金

北海道の最低賃金は次のとおりです。最低賃金を守りましょう。

### 1 北海道（地域別）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	適用労働者の範囲
北海道最低賃金	<b>時間額 861円</b> R元.10.3発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

### 2 北海道（特定）最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用が除外される者
<b>処理牛乳・乳飲料、 乳製品、糖類製造業</b>	<b>時間額 892円</b> R元.12.6発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2.雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4.手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者</li> </ol>
<b>鉄鋼業</b> ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	<b>時間額 967円</b> R元.12.1発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> </ol>
<b>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</b> ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	<b>時間額 894円</b> R元.12.1発効	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.18歳未満又は65歳以上の者</li> <li>2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</li> <li>3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者</li> <li>4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者</li> <li>5.手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者</li> <li>6.熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。）に主として従事する者</li> </ol>

最低賃金の件名	最低賃金額	特定最低賃金の適用が除外される者
<b>船舶製造・修理業 船体ブロック製造業</b>  ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	<b>時間額 887円</b> R元.12.1発効	1.18歳未満又は65歳以上の者 2.雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3.清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4.みがき又は塗油の業務に主として従事する者

### 3 その他

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

### 4 ホームページ

厚生労働省北海道労働局

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/banner/1109.html>

北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

北海道労働政策局雇用労政課

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/sintyaku/saitin.htm>

#### 【問い合わせ】

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室

電話 011-709-2311（内線3533）

最寄りの労働基準監督署（支署）

北海道経済部労働政策局働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

## 経済－13 「みらいっぼ（北海道わかもの就職応援センター）」のご案内

「ジョブカフェ北海道」と「札幌わかものハローワーク」が一体的に若年者(44歳以下)の就職支援を行う施設「北海道わかもの就職応援センター(愛称:みらいっぼ(未来一歩))」を是非、ご利用ください。

道が設置する「ジョブカフェ北海道」では、正規雇用を希望する若者を対象に、札幌のほか、道内5都市(函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市)に拠点を設置し、就職相談や各種就職支援セミナー等、総合的な就職支援サービスを全て無料で提供しています。

また、「札幌わかものハローワーク」では、求職中の若者を対象に、職業相談、職業紹介、学卒向け及び一般向け求人情報の提供や各種就職支援セミナーなどを行っております。

「ジョブカフェ北海道」の各拠点においても、各ハローワークプラザ等との一体的な就職支援を行っております。

### 1 所在地及び利用時間

ジョブカフェ北海道	札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階 利用時間/月～金 10:30～19:00 土曜日 10:00～17:00 電話 011-209-4510
札幌わかものハローワーク ※札幌新卒応援ハローワークも併設しています	札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階 利用時間/月～金 10:30～19:00 電話 011-233-0202

### 2 対象者

44歳以下のフリーター、若年無業者、新規卒業予定者等

### 3 ジョブカフェ北海道の各拠点

ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	函館市梁川町10番25号 テーオーデパート 6階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0138-31-6060
ジョブカフェ・ ジョブサロン旭川	旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階 旭川まちなかしごとプラザ内 利用時間/月～金 10:30～17:30 電話0166-26-8808
ジョブカフェ・ ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0154-24-2122
ジョブカフェ・ ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0155-26-2130
ジョブカフェ・ ジョブサロン北見	北見市北2条西3丁目 ナップスビル1階 ジョブサポートきたみ内 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0157-25-1544

※上記拠点では、全ての年齢の方を対象に、ハローワークプラザ等による一体的な就職支援を行っております。

#### 4 主な就職支援サービス

北海道わかもの就職応援センター	・就職支援セミナー ほか 〔自己分析、応募書類の書き方、面接マナー、産業情報など〕 詳細は各施設のホームページ、お電話等にてご確認ください。
ジョブカフェ北海道	・就職相談 ※カウンセラーによる、カウンセリングを受けることができます。 ・企業面接会
札幌わかものハローワーク ※札幌新卒応援ハローワークも併設しています	・職業相談、職業紹介 ・学卒向け、一般向けの求人情報の提供 ・学卒用求人受理 ほか

※なお、5階ハローワークプラザ札幌(全年齢の方)、マザーズハローワーク(女性の方等)ジョブサロン北海道(中高年の方)などの施設もご利用ください。

#### 5 ホームページ

ジョブカフェ北海道

<http://www.jobcafe-h.jp/>

札幌わかものハローワーク

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_119395.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_119395.html)

#### 【問い合わせ】

ジョブカフェ北海道

電話011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課

電話011-204-5099

札幌わかものハローワーク

電話011-233-0202

## 経済-14 「マザーズ・キャリアカフェ」のご案内

子育てをしながら働きたい女性などをワンストップで支援する「マザーズ・キャリアカフェ」が札幌市のほか新たに5市に開設されました。

一人ひとりのニーズに応じ、女性のライフプランや子育てを踏まえた働き方など、専門的な職業カウンセリングを実施するほか、自分に合った仕事を見つけるための様々なサービスをすべて無料で受けることができます。是非、ご利用ください。

### 1 所在地及び利用時間

ジョブカフェ北海道内（札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階）

利用時間 月～金 10:30～16:00

土 10:00～16:00

ジョブカフェ函館内（函館市梁川町10-25 テーオーデパート6階）

月～金 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

ジョブカフェ旭川内（旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階）

月～金 10:30～16:00（12:00～13:00を除く）

ジョブカフェ釧路内（釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーメンズワークMOO2階）

月～金 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

ジョブカフェ帯広内（帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階）

月～金 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

ジョブカフェ北見内（北見市北2条西3丁目ナップスビル1階）

月～金 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

### 2 マザーズ・キャリアカフェの特徴

#### 【ワンストップ支援】

求人・育児情報の提供、適職判断、カウンセリング、セミナー、企業説明会、ハローワークと連携した職業紹介など自分に合った仕事を見つけるためのさまざまなサービスをマザーズ・キャリアカフェ1カ所で受けることができます。

#### 【豊富な企業情報】

企業説明会や企業担当者による業界セミナー等を通じて、女性の働きやすい企業の情報を入手することができます。

#### 【情報のプラットフォーム】

女性の働きやすい企業情報のほか、関係機関とも協力して、各種育児情報をはじめ女性全般の働く悩みに関する支援情報を集約し、一人ひとりのニーズに対応した情報を提供します。

### 3 ホームページ

マザーズ・キャリアカフェ

<http://www.jobcafe-h.jp/1gl/mothers%20index.html>

ジョブカフェ北海道

<http://www.jobcafe-h.jp/>

#### 【問い合わせ】

ジョブカフェ北海道 ☎ 011-209-4510

ジョブカフェ・ジョブサロン函館 ☎ 0138-31-6060

ジョブカフェ・ジョブサロン旭川 ☎ 0166-26-8808

ジョブカフェ・ジョブサロン釧路 ☎ 0154-24-2122

ジョブカフェ・ジョブサロン帯広 ☎ 0155-26-2130

ジョブカフェ・ジョブサロン北見 ☎ 0157-25-1544

北海道経済部労働政策局雇用労政課 ☎ 011-204-5099

道では、再就職を希望する中高年の方々の求職活動をサポートするため、「ジョブサロン北海道」を開設しています。また、道内5都市（函館市、旭川市、釧路市、帯広市、北見市）には地方拠点を設置しております。

ご利用は無料です。どうぞ、お気軽にご利用ください。

1 所在地

札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル6階

電話 011-209-4510

※5階にハローワークプラザ札幌があります。

2 利用時間

月～金 10:30～19:00 土 10:00～17:00

3 対象者

概ね35歳以上の求職者

4 主な就職支援サービス

- ・キャリアカウンセラーによる個別職業相談（カウンセリング）  
※各地方拠点へのカウンセラー配置により、随時、対面カウンセリングを受けることができます。
- ・適職診断
- ・求人情報の検索・閲覧
- ・国・道・産業団体等の支援メニューの情報提供 ほか

5 ジョブカフェ・ジョブサロン地方拠点

ジョブカフェ・ ジョブサロン函館	函館市梁川町10番25号 テーオーデパート 6階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0138-31-6060
ジョブカフェ・ ジョブサロン旭川	旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5階 旭川まちなかしごとプラザ内 利用時間/月～金 10:30～17:30 電話0166-26-8808
ジョブカフェ・ ジョブサロン釧路	釧路市錦町2-4 釧路フィッシャーマンズワーフMOO2階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0154-24-2122
ジョブカフェ・ ジョブサロン帯広	帯広市西2条南12丁目 JR帯広駅エスタ東館2階 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0155-26-2130
ジョブカフェ・ ジョブサロン北見	北見市北2条西3丁目 ナップスビル1階 ジョブサポートきたみ内 利用時間/月～金 10:00～17:00 電話0157-25-1544

6 ホームページ

<http://www.jobsalon-h.jp/>

【問い合わせ】

ジョブサロン北海道

電話 011-209-4510

北海道経済部労働政策局雇用労政課

電話 011-204-5099

## 経済－16 雇用のルールをよく理解し、守りましょう

労働時間や賃金などの労働条件は、労働者と使用者の十分な協議を基本として、労使双方が労働基準法をはじめとする労働関係法令をよく理解するとともに、これを遵守する職場環境づくりが重要です。

道では、労働関係法令や社会保険制度をわかりやすく紹介した「働く若者ルールブック」や「労働ガイドブック」を作成し、ホームページで公開しています。

また、アルバイトで働く学生の方向けに、基本的な雇用のルールをまとめたリーフレット「働くルールを知って楽しく働こう!!」も同じくホームページで公開していますので、ご覧ください。

労働者、使用者それぞれがワークルールを守り、働きやすい職場環境をつくりましょう。

### ○働く若者ルールブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/rulebook.htm>

### ○労働ガイドブック

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/R1RoudouGB.htm>

### ○アルバイト向けリーフレット「働くルールを知って楽しく働こう!!」

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/partwork-handbook.htm>

### ○労働基準法に関するQ & A（厚生労働省）

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/faq/faq\\_kijyunhou.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/faq/faq_kijyunhou.html)

### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/index.htm>

## 経済-17 「北海道ビジネスサポート・ハローワーク」による支援

主に札幌市内近郊で、新規に創業を考えている中小企業の皆様に対し、経営相談、各種助成金の相談・申請、人材確保等のサービスをワンストップで提供します。

(1) 所在地 北海道経済センタービル9階（札幌市中央区北1条西2丁目2）

(2) 営業時間 月曜日～金曜日 9：30～17：00（土・日・祝日を除く）

(3) 事業内容 産業施策と雇用施策をワンストップで提供

<経営相談>

- ・同一フロア内の（公財）北海道中小企業総合支援センターの専門家等による相談

<雇用助成金>

- ・助成金の活用に関する相談
- ・申請受付

※審査・支給については、北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターが行います。

<人材確保>※新規創業に伴う雇用助成金ご利用の事業所

- ・求人受理
- ・求人コンサルティング

<各種セミナー開催>

- ・人材確保、助成金活用、雇用保険関係のセミナー開催

▼詳しくはこちら。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.html](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.html)

【問い合わせ】

北海道ビジネスサポート・ハローワーク

電話011-200-1622

経済部労働政策局雇用労政課労働企画係

電話011-204-5353

## 経済－18 「北海道働き方改革推進企業認定制度」のご案内

北海道では、働き方改革に取り組んでおられる企業が社会的に評価される仕組みをつくることによって、企業の自主的な取組が促進されるよう、「北海道働き方改革推進企業認定制度」を実施し、制度の対象となる方の申請を受け付けております。

### 【制度概要】

「多様な人材の活躍」、「就業環境の改善」、「生産性の向上」の3つを基本に、これらの取組を積極的に行っている企業を総合的に評価する認定制度であり、広範にわたる取組を行っている企業、より高い水準の取組を行っている企業が、高い評価を得ることができます。

具体的には、各企業の働き方改革の取組の熟度（獲得ポイント）に応じて、4つの認定区分（ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールド）で認定します。

### ■ 制度対象

道内に事業所を有し、道内において事業活動を行う従業員1人以上を雇用する法人、個人又は団体（国、地方公共団体を除く）

### ■ 認定基準、優遇措置等

この制度における認定基準、認定区分に応じた優遇措置、申請書類など、詳しくは道のホームページをご覧ください。

### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/hatarakikatakaikakuninteiseido.htm>

## 経済－19 「労働相談ホットライン」をご利用ください

労働条件や解雇、職場におけるハラスメントなどの労働問題でお困りのときは、「労働相談ホットライン」（フリーダイヤル（通話料無料））をご利用ください。

労働問題に精通した社会保険労務士が相談をお受けしています。

また、令和元年6月5日に公布されたハラスメント防止対策に関する法令に関しても相談に応じますので、相談を受けたい事業主の方は、「労働相談ホットライン」をご利用ください。

平日は夜間だけとなりますが、土曜日の午後もホットラインを開設していますので、平日は仕事が忙しくて電話できないという方も、お気軽にご相談ください。

なお、平日の昼間のご相談は、国の相談窓口である最寄りのハローワーク等の「総合労働相談コーナー」をご利用ください。

ハ イ      ロードコール

フリーダイヤル 0 1 2 0 - 8 1 - 6 1 0 5

（相談受付：月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）17時～20時  
土曜（祝日・12月29日～1月3日を除く）13時～16時）

総合振興局・振興局の商工労働観光課、小樽商工労働事務所などでも相談を行っています。

（月～金曜日（祝日・12月29日～1月3日を除く）9時～17時30分）

### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/soudan/soudansaki/zennpann.htm>

## 経済－20 労働災害の防止について

労働者の皆様の安全と健康を確保することは、社会生活を営むうえで最も重要な課題です。事業者の皆様は、労働安全衛生の関係法令を遵守することはもとより、積極的に労働者の安全と健康の確保に努めなければなりません。

本道では、平成30年に労働災害によって59名の方が亡くなっています。

今一度、作業における安全を確認するなど、労働災害防止に向けた一層の努力が求められています。

『労働災害は、あってはならないもの』

『仕事では 死なない 死なせない』

家族が、働く人同士が、「安全でね」と声を掛け合い安全意識を確認し、労働災害・交通事故の大幅な減少を目指して、一丸となって取り組みましょう。

- 死亡労働災害撲滅のため関係団体と緊急共同宣言を実施（北海道労働局）

<https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/var/rev0/0127/6595/2017426134728.pdf>

### 【問い合わせ先】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzeneiseitop.htm>

## 経済－21 シルバー人材センターのご案内

シルバー人材センターは、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいた公共的・公益的な団体で、市町村を中心に地域ごとに設置されています。

企業や家庭、公共団体などからの仕事を引き受けて、地域の経験豊かな高齢者の方々に仕事を提供する団体であり、働くことを通じて高齢者の生きがいと健康づくりをすすめ、活力ある地域社会づくりに貢献しています。

### 入会のご案内

シルバー人材センターでは、元気で働き、社会参加に生きがいを求める概ね60歳以上の方の入会をお待ちしております。

あなたの豊かな経験・知識・技能を活かすため、シルバー人材センターに会員登録をしませんか！

お問い合わせ、お申し込みはあなたの街のシルバー人材センターへどうぞ。

### 企業・一般家庭・公共団体等の皆さまへ

シルバー人材センターでは、発注者の皆さまに、会員の豊かな知識・経験・技能を提供しています。

詳しくは、あなたの街のシルバー人材センターへお問い合わせください。

また、インターネットでもお申し込みいただけます。

### 【問い合わせ】

北海道シルバー人材センター連合会

電話 011-223-2711

ホームページ

<https://webc.sjc.ne.jp/soushiren/index>

経済部労働政策局雇用労政課

電話 011-204-5349

## 経済-22

## 障害者就業・生活支援センターのご案内

道では北海道労働局と連携し、障がいがある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などに応じる「障害者就業・生活支援センター」を、道内11カ所に設置しています。

障がい者及びご家族の方が、「自分に合った仕事をみつきたい」「福祉サービスを利用したい」などで悩んでいる時や、企業の方が、「障がいのある方を雇用したい」「雇用上の配慮とサポートは？」などで困っている場合は、ぜひご相談ください。

### ○各障害者就業・生活支援センター

(利用時間は、各センターによって異なりますので、最寄りのセンターへ問い合わせ願います。)

センター名(運営法人)	所在地・連絡先・担当区域
札幌障がい者就業・生活支援センター たすく (福)愛和福祉会)	〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目1番地18 丸増ビル301号室 TEL 011-728-2000 FAX 011-802-6152 担当区域：札幌市内
小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば (福)後志報恩会)	〒047-0024 小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階 TEL 0134-26-6381 FAX 0134-24-2455 担当区域：後志総合振興局管内
道南しょうがい者就業・生活支援センター すてっぴ (福)侑愛会)	〒041-0802 函館市石川町41番地3 TEL 0138-34-7177 FAX 0138-34-5545 担当区域：渡島総合振興局・檜山振興局管内
くしろ・ねむろ障がい者就業・生活支援センター ぴれん (福)釧路のぞみ協会)	〒085-0006 釧路市双葉町17番18号 TEL 0154-65-6500 FAX 0154-65-6470 担当区域：釧路総合振興局・根室振興局管内
十勝障害者就業・生活支援センター だいち (福)慧誠会)	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3 ソネビル2階 TEL・FAX 0155-24-8989 担当区域：十勝総合振興局内
空知障がい者就業・生活支援センター くわ (福)北海道社会福祉事業団)	〒068-0007 岩見沢市7条東13丁目22番地3 TEL 0126-35-7763 FAX 0126-35-1205 担当区域：空知総合振興局内
オホーツク障がい者就業・生活支援センター あおぞら (福)川東の里)	〒090-0040 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル パラポ5階 TEL 0157-69-0088 FAX 0157-69-0087 担当区域：オホーツク総合振興局内
石狩障がい者就業・生活支援センターのいける (福)はるにれの里)	〒061-3201 石狩市花川南1条4丁目225 カナオカビル3階 TEL 0133-76-6767 FAX 0133-76-6781 担当区域：石狩振興局内(札幌市内を除く)
上川中南部障害者就業・生活支援センター きだのまち (福)旭川旭親会)	〒078-8391 旭川市宮前1条3丁目3-7 (旧住居表示)旭川市宮前通東4155番地30 旭川市障害者福祉センター おびった1階 TEL 0166-38-1001 FAX 0166-38-1002 担当区域：上川総合振興局(中南部)管内
道北障害者就業・生活支援センター いぎぬき (福)道北センター福祉会)	〒096-0011 名寄市西1条南7丁目19番地2 角館商会ビル3階 TEL 01654-2-6168 FAX 01654-2-6168 担当区域：上川総合振興局(北部) 留萌振興局・宗谷総合振興局管内
胆振日高障がい者就業・生活支援センター すて〜じ (福)北海道社会福祉事業団)	〈すて〜じ伊達〉 〒052-0014 伊達市舟岡町334番地9 あい・ぷらざ1階 TEL 0142-82-3930 FAX 0142-82-3933 〈すて〜じ苫小牧〉 〒053-0045 苫小牧市双葉町3丁目7番地7号104 TEL 0144-56-5119 FAX 0144-56-5344 担当区域：胆振総合振興局・日高振興局管内

## 経済-23

## 地域若者サポートステーションのご案内

長期にわたって仕事に就かず、学校や職業訓練にも行っていない若者の職業的自立を支援するため、厚生労働省によって、個人相談をはじめ社会適応や就労に向けたトレーニング等を行う「地域若者サポートステーション」が、国により道内9カ所に設置されています。

「働く自信がない」「人付き合いが苦手」「何をやったら良いかわからない」などの悩みを抱え、就職に向けた活動に踏み出せない若者や御家族の方は、ぜひ御相談ください。

まず、電話やメールでお問い合わせください。

### 1 対象者

原則、15歳から39歳の方

### 2 各若者サポートステーション

名称	所在地・電話・HP・メールアドレス・相談時間	
さっぽろ若者サポートステーション	住所	〒060-0051 札幌市中央区南1条東2丁目6大通ビル2号館2階
	電話等	011-223-4421 (TEL) 011-231-2884 (FAX)
	HP	<a href="http://saposute.net/">http://saposute.net/</a>
	Email	sapporo-saposute@syaa.jp
	相談時間	月～土 10:00～18:00
江別・岩見沢若者サポートステーション (江別サテライト)	住所	〒069-0824 江別市東野本町5-2 6KentCollection II 106号室
	電話等	011-887-9214 (TEL)
	HP	<a href="http://saposute.biz/">http://saposute.biz/</a>
	Email	ebetu-saposute@syaa.jp
	相談時間	月～金 10:00～17:00
あさひかわ若者サポートステーション	住所	〒070-0032 旭川市2条通7丁目 マルカツデパート5F
	電話等	0166-73-9228 (TEL) 0166-25-0357 (FAX)
	HP	<a href="http://asasapo.career-bank.co.jp">http://asasapo.career-bank.co.jp</a>
	Email	asasapo@career-bank.co.jp
	相談時間	火～土 10:00～18:00
くしろ若者サポートステーション	住所	〒085-0015 釧路市北大通12丁目1-14 ビケンワークビル3F
	電話等	0154-68-5102 (TEL) 0154-68-5103 (FAX)
	HP	<a href="https://kushiro-saposute.roukyou.gr.jp/">https://kushiro-saposute.roukyou.gr.jp/</a>
	Email	kushiro-saposute@roukyou.gr.jp
	相談時間	火～土 10:00～18:00
はこだて若者サポートステーション	住所	〒040-0053 函館市末広町5-14 アクロス十字街
	電話等	0138-86-5450 (TEL) 0138-86-5460 (FAX)
	HP	<a href="http://hakosapo.career-bank.co.jp">http://hakosapo.career-bank.co.jp</a>
	Email	hakosapo@career-bank.co.jp
	相談時間	月～金 10:00～17:00
とまこまい若者サポートステーション	住所	〒053-0022 苫小牧市表町3丁目2-13 王子不動産第2ビル6階
	電話等	0144-84-8670 (TEL) 0144-84-8671 (FAX)
	HP	<a href="http://tomasapo.carrer-bank.co.jp">http://tomasapo.carrer-bank.co.jp</a>
	Email	tomasapo@carrer-bank.co.jp
	相談時間	月～土 10:00～17:00
とまこまい若者サポートステーション 室蘭地域常設サテライト	住所	〒059-0012 登別市中央町4丁目11番地 登別中央ショッピングセンターアーニス2階
	電話等	0143-50-6186 (TEL)
	HP	<a href="http://tomasapo.carrer-bank.co.jp">http://tomasapo.carrer-bank.co.jp</a>
	Email	tomasapo@carrer-bank.co.jp
	相談時間	月～金 10:00～17:00
オホーツク若者サポートステーション	住所	〒090-0037 北見市美芳町5丁目2-13 ライズビル1F
	電話等	0157-57-3136 (TEL) 0157-57-3137 (FAX)
	HP	<a href="https://saposute7.wixsite.com/okhotsksaposute">https://saposute7.wixsite.com/okhotsksaposute</a>
	Email	saposute@workfare.link
	相談時間	月～土 10:00～17:00
おびひろ地域若者サポートステーション	住所	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3ソネビル2F
	電話等	0155-67-5202 (TEL) 0155-67-5202 (FAX)
	HP	<a href="http://www.keisei-kai.jp/saposute/">http://www.keisei-kai.jp/saposute/</a>
	Email	obi-saposute@keisei-kai.jp
	相談時間	月～金 9:30～17:30

## 経済－24 「通年雇用促進支援事業」のご案内

本道は、積雪寒冷な気象条件により、冬期間の産業活動に制約を受けることから、建設業を中心に毎年、入職と離職を繰り返す季節労働者が50,022人（H30年度）を数え、全国83,484人（H30年度）の約6割を占めています。

道では、国（北海道労働局）と連携して、市町村などと一体となって季節労働者の通年雇用化に取り組んでいます。

このうち、道内44地域に設置されている「通年雇用促進支援協議会」は、市町村、経済団体、労働団体などと道が構成員となって、地域の季節労働者や季節労働者を雇用している事業主を対象とした通年雇用化を促進する事業を実施しています。

本道の雇用情勢は、H28年7月以降連続して有効求人倍率が1倍を超え、多くの産業分野で人手不足が深刻化するなど、季節労働者の通年雇用化を促進する環境はこれまでになく整ってきています。

このため道では、通年雇用促進支援協議会が行っている事業について、季節労働者や季節労働者を雇用している事業主の方々に広く紹介し、これまで以上の利用促進を図ることとしています。

### 1 主な事業

各協議会で実施している季節労働者の通年雇用化を促進する主な事業です。参加料は原則無料です。協議会により実施している事業内容が異なりますので、詳しくは、協議会にお問い合わせください。

#### <季節労働者向け>

- ・季節労働者向けセミナーの開催
- ・職業相談の実施
- ・労働安全衛生法に基づく技能講習の実施
- ・企業説明会・面接会の開催
- ・職場体験実習事業 など

#### <事業主向け>

- ・事業主向けセミナーの開催
- ・求人開拓
- ・事業所訪問等による啓発活動
- ・ビジネスマッチング事業 など

### 2 お問い合わせ先

#### ○ 通年雇用促進支援協議会

協議会名称	電話番号	協議会名称	電話番号
岩見沢市通年雇用促進協議会	0126-23-4111	渡島西部通年雇用促進支援協議会	0139-42-2275
美幌市季節労働者通年雇用促進協議会	0126-63-0112	南渡島通年雇用促進支援協議会	0138-73-3111
滝川地域通年雇用促進協議会	0125-28-8030	渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会	0137-62-2116
砂川地域通年雇用促進協議会	0125-54-2121	南檜山地域通年雇用促進支援協議会	0139-52-6717
深川地域通年雇用促進支援協議会	0164-26-2264	上川中部季節労働者通年雇用促進協議会	0166-25-7152
南空知通年雇用促進協議会	0123-73-7516	富良野広域圏通年雇用促進協議会	0167-39-2312
さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-211-2278	名寄地区通年雇用促進協議会	01654-3-2111
石狩市季節労働者通年雇用促進協議会	0133-72-3166	士別地域通年雇用促進協議会	0165-23-3121
北広島市季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-372-3311	南留萌地域通年雇用促進協議会	0164-42-1840
江別市・当別町・新篠津村季節労働者通年雇用促進支援協議会	011-381-1023	オロロン留萌中部・北部通年雇用促進協議会	0164-68-7007
千歳市季節労働者通年雇用促進協議会	0123-24-3131	稚内地方通年雇用促進協議会	0162-23-6467
恵庭市通年雇用促進協議会	0123-33-3131	北見地域季節労働者通年雇用促進協議会	0157-25-1248
小樽市季節労働者通年雇用促進協議会	0134-32-4111	遠軽地区通年雇用促進協議会	0158-42-4819
北後志通年雇用促進支援事業協議会	0135-21-2125	美幌・津別地域季節労働者通年雇用促進支援協議会	0152-77-6188
南しりべし季節労働者通年雇用促進協議会	0135-67-7096	斜網地域通年雇用促進協議会	0152-44-6111
羊蹄山麓季節労働者通年雇用促進協議会	0136-56-8012	西紋別地域通年雇用促進支援協議会	0158-24-2818
東胆振・日高・平取地域通年雇用促進支援協議会	0144-34-5521	帯広・南十勝通年雇用促進協議会	0155-65-4168
室蘭・登別地域通年雇用促進協議会*	0143-22-1117	十勝北西部通年雇用促進協議会	0155-42-2111
西胆振地域通年雇用促進協議会	0142-23-3331	ふるさと東十勝通年雇用促進協議会	0156-25-2141
日高東部通年雇用促進協議会	0146-22-7009	釧路地域通年雇用促進支援協議会	0154-31-4548
日高中部通年雇用促進協議会	0146-43-2111	根室市通年雇用促進協議会	0153-23-6111
函館季節労働者通年雇用促進支援協議会	0138-22-5400	根室管内4町通年雇用促進協議会	0153-73-3111

\* 事業休止中

## 経済－25

## 「北海道労働資料センター」のご案内

道では、道内の労働運動や労働行政の歴史をしるす、貴重な図書や資料や労働情報の提供を行うための施設として、「北海道労働資料センター」を設置しています。

ご利用は無料です。どうぞ、お気軽にご利用ください。

### 1 所在地

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁緑苑ビル庁舎1階  
電話 011-204-5354

### 2 利用時間

平日（月～金） 9：00～17：00（ただし、12：00～13：00は閉館）  
はじめて貸出しを利用される方は、身分証明書、運転免許証、健康保険証などのご提示が必要です。

### 3 利用方法

平成29年4月から利用の都度開館することになりました。  
ご利用を希望される場合は、事前に011-204-5354までお電話ください。

### 4 所蔵資料

約30,000点

### 5 資料内容

- ・農民運動家（喜多 幸章氏）の遺族から寄贈された農民運動記録
- ・大正末期から昭和15年にかけて、全国で行われた労働実態調査資料、職安文庫
- ・官公庁、労働団体、経営者団体などが発行した労働運動史・統計・行政資料
- ・労働団体の大会等の議案書・機関紙

### 6 ホームページ

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry\\_center.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry_center.htm)

#### 【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL [http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry\\_center.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/siry_center.htm)

## 経済-26 北海道ライフサポートセンターのご案内

北海道労働者福祉協議会が設置する北海道ライフサポートセンターは、「助け合い」「支え合う」社会的基盤を再構築し、すべての働く者の「拠り所」として様々な生活支援を行うことにより、働きがいと生きがいのある地域社会の創造を目指しています。

一人で悩まず、まずはお電話を！北海道ライフサポートセンター「暮らしなんでも相談室」を札幌に設置（無料相談ダイヤル0120-783-000）、地方サテライトを道内6か所に設置しています。

是非、ご相談ください。

名 称	所在地・連絡先・担当区域・相談時間
北海道ライフサポートセンター	〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル3F Tel 0120-783-000 FAX 011-242-6633 E-mail 0120-783-000@hlsc.jp 担当区域 全道全地域 相談日・時間 月～金 10:00～16:30
地方サテライト	所在地・連絡先・担当区域・相談時間
道南地域サテライト	〒040-0032 函館市新川町2-16 道南労働福祉会館内 Tel 0138-22-5723 FAX 0138-26-1101 担当区域 渡島総合振興局管内 相談日・時間 月～金 9:00～17:00
十勝地域ライフサポートセンター	〒080-0803 帯広市東3条南11丁目 労働者会館内 Tel 0155-22-4348 FAX 0155-23-8911 担当区域 十勝総合振興局管内 相談日・時間 月・火・木・金 9:00～17:00
道北ライフサポートセンター	〒070-0054 旭川市4条6丁目 道北労福センター内 Tel 0166-25-5055 FAX 0166-25-0797 担当区域 上川総合振興局内 相談日・時間 火・水・木 9:00～13:00
オホーツクサテライト	〒090-0053 北見市桂町4丁目216-8 北見市労協会館内 Tel 0157-26-5222 FAX 0157-26-3652 担当区域 オホーツク総合振興局内 相談日・時間 火・木 10:00～16:00
日胆サテライト	〒050-0083 室蘭市東町3丁目26-17 第二山本ビル3階 Tel 0143-46-7830 FAX 0143-47-0506 担当地域 胆振総合振興局・日高振興局内 相談日・時間 月・水・金 10:00～16:00
釧根サテライト	〒085-0004 釧路市新富町2-24 釧路労働者福祉会館内 Tel 0154-23-7830 FAX 0154-25-0018 担当地域 釧路総合振興局・根室振興局内 相談日・時間 月～金 10:00～16:00

## 経済－27 「石綿に関する健康管理手帳」の交付について

石綿製品の製造工程における作業や石綿の粉じんを発散する場所における業務などに従事したことがあり、一定の要件に該当する方は、離職の際又は離職の後に、住所地の厚生労働省都道府県労働局長に申請し審査を得た上で、健康管理手帳が交付されます。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で、定められた項目による健康診断を決まった時期に年2回（じん肺の健康管理手帳については年1回）無料で受けることができます。

▼詳しくはこちら

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzeneiseitop.htm>

【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzeneiseitop.htm>

石綿（アスベスト）工場の元労働者やその遺族の方々が、国に対して訴訟を提起し、一定の要件を満たすことが確認された場合には、国は、訴訟の中で和解手続を進め、損害賠償金をお支払いします。

◆和解の要件について

- ①昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと。
- ②その結果、石綿による一定の健康被害を被ったこと。
- ③提訴の時期が損害賠償請求権の期間内であること。

◆和解により国がお支払いする賠償金の額は、疾患の種類や病状によって異なります。

◆詳細については、最寄りの法テラスや弁護士会などにご相談ください。

- ・法テラス（日本司法支援センター）

ホームページ <http://www.houterasu.or.jp/>

電話 0570-078374（平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00）

- ・日本弁護士連合会

ホームページ <https://www.nichibenren.or.jp/>

【問い合わせ】

経済部労働政策局雇用労政課働き方改革推進室就業環境係

電話 011-204-5354

URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/roudouanzeneiseitop.htm>

